

平成26年度税制改正要望

平成25年9月

日 本 製 紙 連 合 会
会 長 芳 賀 義 雄

〒104-8139

東京都中央区銀座3-9-11

電話 03(3248)4801

はじめに

わが国の紙・パルプ業界は、今、極めて厳しい状況に立たされています。

国内の紙・板紙需要は、景気の停滞や、産業空洞化、少子高齢化、他のメディアとの競合など構造的な要因により、不振が続いており、今後もさらに縮小することが予想されます。輸入紙との競合による市況変動も加わり、製紙業界の平成 25 年 3 月期の決算（紙パルプ上場 9 社）は、営業利益ベースで約 6 割の会社が前年割れとなり、16 年度をピークに下降線の一途をたどっており、非常に厳しい経営状況が続いております。

こうした中、各社は、設備の統廃合、人員の削減などにも取り組み、企業体質の強化、国際競争力の確保に懸命に取り組んでいるところであります。

つきましては、平成 26 年度税制改正にあたり、製紙業界を活力ある産業として再生させるため、税制面で支援して頂きたい、特に国際競争力確保という観点から、下記の要望事項について、特段の配慮を賜りますようお願い申し上げます。

I. 成長戦略に係る投資減税に関する要望・・・・・・・・・・ 3 頁

II. 平成 26 年度税制改正要望項目

1. 重点要望項目

- (1) 法人実効税率のさらなる引下げ（課税ベース拡大を伴わない実質負担率
での引下げ、地方法人特別税の廃止、地方法人所得課税の国税化）・・ 4 頁
- (2) 地球温暖化対策税の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 頁
- (3) 償却資産に対する固定資産税の見直し・・・・・・・・ 5 頁
- (4) 移転価格税制の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 頁
- (5) 印紙税の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 頁

2. 要望項目

- (1) 欠損金の扱いの見直し・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 頁
- (2) 受取配当益金不算入の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 頁
- (3) 連結納税制度の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 頁
- (4) 外国税額控除制度の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 頁
- (5) 法律間の会計処理の統一・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 頁
- (6) その他・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 頁
 - ①特定資産の買換特例制度（長期所有の土地、建物等）の見直し
 - ②企業年金に関する特別法人税の廃止
 - ③環境対策設備の固定資産税特例制度の延長
 - 地方税の申告・納付手続きの簡略化

I. 成長戦略に係る投資減税に関する要望

政府は日本再興戦略において、生産性、エネルギー効率を向上させるような最先端設備への投資に対し税制上の支援策を講じ、企業の新陳代謝を促進する方針を示した。これを受けて、当業界としては、生産設備、エネルギー関連設備等への国内投資を広く支援する仕組みとするよう、下記の通り要望する。

対象資産には、機械・装置のみならず、構築物、ソフトウェア、器具備品も含めるべきである。

即時償却に加え、税額控除も選択適用可能な制度とすべきである。

大型投資については、設備投資計画から完了までの期間は、2年以上要するので、税制対象期間は最低5年間とするとともに、切れ目なく投資を喚起していくため、本年度から適用すべきである。

今回の投資減税で法人税の特例を受けた資産については、償却資産に係る固定資産税も免除すべきである。

⑤適用要件が厳しすぎることなく、制度を利用しやすい、申告実務も考慮した簡素な仕組みとすべきである。

Ⅱ. 平成 26 年度税制改正要望項目

1. 重点要望項目

(1) 法人実効税率のさらなる引下げ

(課税ベース拡大を伴わない実質負担率での引下げ、地方法人特別税の廃止、地方法人所得課税の国税化)

日本の法人実効税率は、23 年度税制改正により 5%引き下げられ 35%となったが、いまだ諸外国に比べ高い水準にあるので、EU 諸国、アジア諸国の 25%程度まで引き下げるべきである。その際、課税ベース拡大を伴わない実質的な実効税率の引き下げを要望する。また地方法人特別税は消費税引き上げに合わせ廃止すべきであり、法人事業税、法人住民税を国税化すべきである。

このままでは国内産業の空洞化がますます進み、日本だけが国際的に取り残される状況にある。法人税には、現在東日本大震災の復興財源手当の一つとして、復興特別法人税が 3 年間時限的に付加されており、実効税率は 38%となっている。速やかに実効税率本体のさらなる引き下げの検討に着手し、付加税措置が終了すると同時に、法人実効税率本体をさらに引き下げるべきである。

なお、地域間の税源偏在を是正するため、地方法人特別税が税の抜本改革までの期間の暫定措置として設けられている。26 年 4 月の消費税率の引き上げに合わせ、地方法人特別税は廃止すべきであり、あわせて法人事業税、法人住民税を、国税化すべきである。企業は通常、特定の地域の垣根を超えて活動しており、その点で地方法人所得は、各自治体固有のものではなく自治体共有の財源と捉えるべきである。国が一括して徴収し、各自治体に公平に配分するべきである。

また、実効税率の引き下げに伴う税収中立を前提とした課税ベース拡大(23 年度改正における欠損金控除前所得の 80%制限、250%定率法から 200%定率法への引下げなど)は、企業の実質負担率を引き上げる場合もあるので、課税ベース拡大を伴わない実質的な実効税率の引き下げを行うべきである。

(2) 地球温暖化対策税の見直し

国内外の市場において、熾烈な国際競争を行っている紙パルプ製品について、国内の生産事業者だけに賦課される地球温暖化対策税は、国内の生産事業者の国際競争力を著しく損なうので廃止すべきであり、少なくとも段階的引き上げは凍結すべきである。

地球温暖化対策税の導入により、当業界は国際競争力がさらに低下することとなる。その結果、過去大幅に省エネを実現しているわが国の生産品が減少し、エネルギー効率の悪い海外生産品が増えるため、地球規模ではCO₂排出量が増加するおそれがある。また地球温暖化対策税は、必ずしもエネルギー需要抑制につながるとは限らず、CO₂排出削減が確実に保障されるものではない。

原子力発電所の稼働停止による割高な化石燃料使用の増加や、再生可能エネルギー固定価格買取制度による新たな負担により電力価格は上昇しており、その上さらに地球温暖化対策税を上乗せすることは、企業の経営体力を著しく阻害する。

(3) 償却資産に対する固定資産税の見直し

償却資産に対する固定資産税の課税制度は、速やかに廃止すべきである。直ちに廃止が困難であるならば、新規に取得した償却資産は、課税対象外とするとともに、固定資産税（地方税法）の残存価額と償却可能限度額を、法人税法（国税）に合わせ撤廃するなど、段階的に廃止すべきである。

償却資産に対する固定資産税は、国際的に稀な制度であり、対象が一部の設備型産業に偏るため、課税の公平性で問題がある。また本税制は企業収益を考慮しないため、特に赤字決算企業は大きな負担を強いられる。さらに投資額に応じて課税されるため、企業の国内への投資意欲を削ぎ、政府の進めている成長戦略とも逆行する。

(4) 移転価格税制の適正化

企業の税務リスクを少なくし、グローバル活動を円滑にするために、二国間による対応的調整等、二重課税排除の徹底に向け制度運用の適正化を進めるべきである。

新たな需要開拓のため新興国市場等海外への進出が求められている当業界にとって、移転価格税制の重要性は一段と高まり、本制度に関する更正処分による二重課税等の税務リスクは無視できない状況となっている。

- ①租税条約締結国との移転価格課税の場合は、相互協議後でなければ更正できない制度とすること。
- ②移転価格事務運営要領におけるグループ内役務提供取引に係る価格設定は、企業の実際のビジネス形態に則していない面もあるので、グループ内役務提供取引を移転価格税制の対象外とすることも含め、企業の実態を踏まえた価格設定とすべきである。
- ③平成 22 年度の税制改正において、独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類の範囲が省令により定められたが、実際にはどのような資料を作成・保管すべきかよくわからないので、ガイドライン等でより明確化すべきである。

(5) 印紙税の廃止

同一内容の文書に対し紙の書類には課税され、インターネット上の電子商取引には課税されないのは課税の公平性の観点から問題であり、印紙税を廃止すべきである。

印紙税は、諸外国で導入しているところは多くはなく、徴税コストもかかり財政面から非効率といわざるを得ない。

2. 要 望 項 目

(1) 欠損金の扱いの見直し

大企業の繰戻還付凍結措置解除とともに、繰戻還付（1年間）の期間の延長を要望する。また現行繰越控除期間は9年となっているが、繰越期間を無期限とすべきである。

わが国の欠損金制度は欧米諸国に比べ繰越控除期間が短く、企業の国際競争力の維持・強化を図る観点からも不利である。また企業にとって課税上の期間損益の通算は、中長期的に将来を見据えた経営を行う上で、非常に重要である。

(2) 受取配当益金不算入の見直し

現在50%となっている益金不算入割合を全額益金不算入とするとともに、受取配当に係る負債利子控除については特定利子制度を復活し、特定利子は負債利子に含めないようにすべきである。

配当金は、法人段階で既に課税されている利益から支払われており、本来二重課税排除の観点から全額益金不算入とすべきである。不算入割合50%は、連結納税制度創設に伴う財源措置として80%から引き下げられたものであり、他制度の創設に伴う財源不足を補うために、安易に受取配当に財源を求めるべきではない。

(注) 特定利子: ①社債の利子<社債発行差金を含む>

②金融機関及び国等からの借入金でその返済期間が3年以上のものにかかる利子

③商品の販売等の対価として受け取った手形の割引料

(3) 連結納税制度の見直し

連結納税制度には、企業実態に即していない種々の問題点が存在するため、以下の点について見直すことを要望する。

①法人事業税、法人住民税等地方税も、連結納税の対象に含めるべき。

②資産の時価評価規定の見直し

連結納税グループ対象範囲の要件緩和

連結納税制度の対象は、小規模子会社も含めた膨大な会社数となり、大きな事務コスト負担が生じるので、売上高、課税所得等、一定の規模以下の事業者は対象外とすべき。

④特定連結欠損金の使用制限撤廃

特定子法人が保有する連結納税開始・加入前の欠損金（特定連結欠損金）の控除は、その欠損金を有する個社の所得金額を限度としているが、当該制限を撤廃し、連結納税開始・加入時に持込可能な欠損金は、全て連結所得から控除可能とすべき。

当業界においても、90年代以降、大手企業の合併等、企業再編が繰り返されているが、当該制度への移行を見送らざるを得ない企業が多数存在している。

(4) 外国税額控除制度の見直し

外国税額控除制度は内容的に不十分であるので、見直すべきである。

国際的な二重課税を排除する制度として、わが国企業の海外事業展開を支える重要な役割を果たしているが、わが国の税額控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間は3年と、税額を控除しきれないケースもある。

①直接外国税額控除	繰越期間	現行3年の年数拡充
②外国子会社配当益金不算入制度	益金不算入割合	95%から100%へ拡充

(5) 法律間の会計処理の統一

地方税法上の残存価額と償却可能限度額の早期撤廃を要望する。また法人税法、地方税法、会社法、金融商品取引法、これら法律間の会計処理統一化を強く要望する。

わが国の減価償却制度は、平成 19 年度税制改正において法人税法上は残存価額と償却可能限度額が撤廃されたが、固定資産税（地方税法）上は制度の改正がなされていない。また昨今の会計基準のコンバージェンスにより、企業会計と法人税法の乖離拡大の恐れもあるなど、法人税法と地方税法のみならず、法人税法と会社法、金融商品取引法においても異なった処理が必要となっており、企業の事務負担が増大している。

(6) その他

特定資産の買換特例制度（長期所有の土地、建物等）の見直し

本制度を時限措置ではなく恒久化し、先行取得期間を 1 年から 3 年に緩和すべきである。

企業年金に関する特別法人税の廃止

企業年金に関する特別法人税は、企業年金積立金に課税する制度で、掛金の拠出時・運用時非課税、受給時課税の原則に反するものとなっている。本税制は平成 26 年 3 月末まで課税が凍結されているものの、元来課税の原則に反しており、制度そのものを廃止すべきである。

環境対策設備の固定資産税特例制度の延長

環境対策設備（汚水廃液処理設備）の固定資産税課税標準の特例制度（三分の一特例。適用期限:平成 26 年 3 月 31 日）の延長を要望する。

地方税の申告・納付手続きの簡略化

地方税を本社一括で申告・納付すべきである。また法人事業税の外形基準である付加価値割について、計算方法等の見直しを行い、申告書類についても整理・合理化を図るべきである。